

「第4次富田林市障がい者計画（素案）」に対する パブリックコメントの実施結果について

1. パブリックコメントの実施状況

(1) コメントの募集期間

平成30年1月4日（木）～1月31日（水）

(2) コメントの状況

提出数：3通（方法別：郵送：1通、FAX：2通）

コメント内容：6件

2. パブリックコメントの結果

区分	件数
(1) 本市の施策等に関する個別・具体的な意見・要望	5件
(2) 国・府の施策等に関する意見・要望	1件

(1) 本市の施策等に関する個別・具体的な意見・要望

No.	コメント概要	コメントに対する市の考え方
1	近鉄阿倍野橋駅から河内長野駅間の高架駅ホーム（2階駅ホーム）9駅の中で、エレベーターが設置されていないのは川西駅だけである。近鉄に確認すると、「現在、エレベーター設置に向けて国及び関係自治体と協議を行っています」とのこと。関係自治体である富田林市の強い働きかけにより、一刻も早いエレベーター設置が実現できるように願います。	「第4章 3 (2) 移動・交通対策の推進」の③重点整備地区におけるバリアフリー化の推進に含まれており、今後、関係機関等と連携を図り、バリアフリー化を推進してまいります。
2	基本計画は、障がい者とその家族ということに着目してほしい。 障がい児を抱える家族は、就労が困難な上に支出も多く、特別扶養児童手当をもらっているだけでは到底足りない。子どもが年金受給年齢になると、その年金をあてにして生活している人も少なからずいる。家族の相談を受けるところが必要である。	本計画は、障がいのある人とない人が分け隔てられることなく、相互に尊重し合いながら共生する社会の実現をめざしたものであり、障がいのある人の家族に対する施策も盛り込んだものとなっています。 また、相談体制については「第4章 2 (4) 相談支援体制の充実」の①障がいのある人の相談体制の充実に含まれております。
3	家族や本人に対する情報提供 サービス情報はあがるが、本当のところの評価の情報がない。支援にばらつきがあることがわからないまま過ぎてている。お金の儲けの所もあると聞かすが、そこがわからない。	平成30年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において①事業者に対して障がい福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的とした障がい福祉サービス等情報公表制度が施行されます。 本市においても、これらの制度について周知啓発を進めてまいります。
4	災害時の避難について 福祉避難所が限定されている。障がい者が日頃使い慣れている施設などを指定し、日用品を提供するなど、連携してほしい。	「第4章 3 (3) 防災、防犯対策の推進」の①防災対策の充実、②災害時に備えた組織体制づくりに含まれており、日用品の提供については、今後の参考とさせていただきます。
5	38ページの(3)生活環境や40ページの(6)保健・医療の内容は、障がい者のみの課題ではなく、市民すべてに関わる課題である。交通問題や避難、医療など市民が関心を寄せている大きな課題である。そういう観点からも担当課のみならず、全庁的に検討をお願いしたい。	「第5章 1 施策相互の連携・ネットワーク化」に含まれており、関係課と連携を図りながら、全庁的に障がい者施策の展開に取り組んでまいります。

(2) 国・府の施策等に関する意見・要望

No.	コメント概要	コメントに対する市の考え方
1	入所施設が不足している。 グループホームでは、高齢、重度の方への支援には限りがある。24時間365日の支援を応援してほしい。	国において、地域生活への移行を進められておりますが、入所施設の必要性については、本市においても把握しております。今後も、入所施設の必要性について、国や大阪府に対しはたらきかけてまいります。